

# 病院だより

市民病院管理課  
☎43-2511(代表)

## 医療事故の防止に向けて

### 医療安全管理室を開設

医療の安全性に対する関心が高まる中、市民病院では3月に医療安全管理室を開設しました。

病院には医師や看護師、薬剤師、検査技師、放射線技師、事務職員など様々な人が各部署に勤務し、診察や検査、事務などを行っています。

医療安全管理室では、各部署が医療事故を起こさない体制になっているか、患者さんの診療環境や職員の仕事環境に問題はないかなど情報を収集し、状況の改善や対策を行うことで、安全管

医療の安全管理は、病院職員にとっても患者さんにとっても大切な問題です。

定期的に病院の中を巡回していますので、「医療安全管理室 山田」の名札を見掛けましたら、気軽に声を掛けてください。



医療安全管理者  
山田久巳子

理の一層の向上と徹底に努めています。

「ヒヤリ」、「ハツと」から現場を改善  
市民病院では医療事故を未然に防ぐため、職員は仕事上の「ヒヤリとしたこと」や「ハツとしたこと」を報告書として提出しています。

医療の現場で職員各個人が経験したこれらの情報を病院全体で共有・蓄積し対策を講じることで、医療事故の防止につなげていきます。

### 大切なのはコミュニケーション

医療の安心と安全管理には、患者さんや医師、職員などのコミュニケーションが何より大切です。医療安全管理室では、どんなことでも話し合える雰囲気づくりのため、院内の巡回や患者さんとの医療相談も行っていきます。

医療に関する要望や心配事などがありましたら、お気軽に医療安全管理室にご相談ください。

医療安全管理室長 源馬 均  
医療安全管理者 山田久巳子

# 国保ガイド

## 高齢受給者証と減額認定証の更新時期です

新しい高齢受給者証を郵送します  
国民健康保険(国保)に加入している70歳以上の方(老人医療受給者(除く)へ、7月31日(火)までに、新しい受給者証(うぐいす色)を郵送します。



現在お使いの高齢受給者証(藤色)は、8月以降は使えませんのでご注意ください。

### 老人医療受給者証の

一部負担割合が見直されます

老人医療受給者証の一部負担割合が変更となる方へは、7月31日(火)までに新しい老人医療受給者証を郵送します。

一部負担割合が変わらない方へは改めて郵送は行いませんので、現在お持ちの受給者証をそのままお使いください。

### 減額認定の

更新・申請はお忘れなく

減額認定制度とは、国保や老人医療に加入している方が病院などに入院し

た場合に、その場での医療費の支払いが自己負担限度額までで済んだり、食事代が減額されたりする制度です。

現在の減額認定証の有効期限は7月31日(火)までです。7月中旬に申請書を郵送しますので早めに更新手続きを済ませてください。

また、新規に減額認定証の発行を希望する方は、窓口までお越しください。

### 減額認定の更新・申請

対象 国保加入者：国保に加入している全員と世帯主が市民税非課税の世帯  
老人医療受給者：同一世帯の全員が市民税非課税の世帯

持ち物 申請書、国保保険証、高齢受給者証(70歳以上の方)または、老人医療受給者証(お持ちの方)

申請場所 市役所1階市民課国保年金係、支所1階市民サービス課市民サービス係  
更新、新規申請とも、収入の増加や世帯員の異動などによっては、認定されない場合もあります。

市民課国保年金係 ☎44 31113  
市民サービス課市民サービス係 ☎23 92112